# 第百五十七回国会　参議院法務委員会会議録第一号

平成十五年十月七日（火曜日）
午前十時一分開会

委員氏名

| | |
|---|---|
| 委員長 | 魚住裕一郎君 |
| 理　事 | 千葉　景子君 |
| 理　事 | 荒木　清寛君 |
| 理　事 | 井上　哲士君 |
| | 青木　幹雄君 |
| | 岩井　國臣君 |
| | 柏村　武昭君 |
| | 小斉平敏文君 |
| | 鴻池　祥肇君 |
| | 陣内　孝雄君 |
| | 中川　義雄君 |
| | 野間　　赳君 |
| | 日出　英輔君 |
| | 江田　五月君 |
| | 鈴木　　寛君 |
| | 角田　義一君 |
| | 平野　貞夫君 |
| | 福島　瑞穂君 |
| | 倉田　寛之君 |
| | 本岡　昭次君 |

委員長の異動

九月二十六日魚住裕一郎君委員長辞任につき、その補欠として山本保君を議院において委員長に選任した。

委員の異動

九月二十六日

| 辞任 | 補欠選任 |
|---|---|
| 荒木　清寛君 | 木庭健太郎君 |
| 魚住裕一郎君 | 山本　　保君 |

九月二十九日

| 辞任 | 補欠選任 |
|---|---|
| 小斉平敏文君 | 松村　龍二君 |

出席者は左のとおり。

| | | |
|---|---|---|
| 委員長 | | 山本　　保君 |
| 理　事 | | 日出　英輔君 |
| | | 松村　龍二君 |
| | | 千葉　景子君 |
| | | 木庭健太郎君 |
| | | 井上　哲士君 |
| 委　員 | | 岩井　國臣君 |
| | | 柏村　武昭君 |
| | | 陣内　孝雄君 |
| | | 中川　義雄君 |
| | | 野間　　赳君 |
| | | 江田　五月君 |
| | | 鈴木　　寛君 |
| 国務大臣 | 法務大臣 | 野沢　太三君 |
| 副大臣 | 法務副大臣 | 星野　行男君 |
| 大臣政務官 | 法務大臣政務官 | 中野　　清君 |
| 事務局側 | 常任委員会専門員 | 加藤　一宇君 |

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件
○国政調査に関する件
○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

---

○**委員長（山本保君）**　ただいまから法務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る九月二十九日までに、浜四津敏子君、市川一朗君、荒井正吾君、佐々木知子君、荒木清寛君及び魚住裕一郎君が委員を辞任され、その補欠として松村龍二君、日出英輔君、鴻池祥肇君、木庭健太郎君及び私、山本保が選任されました。

---

○**委員長（山本保君）**　議事に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る九月二十六日の本会議におきまして法務委員長に選任されました山本保でございます。

本委員会の公正かつ円滑な運営に努め、その重責を果たしてまいりたいと存じます。

皆様方の御指導と御協力を賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

---

○**委員長（山本保君）**　では、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が三名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

この理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（山本保君）**　御異議ないと認めます。

それでは、理事に日出英輔君、松村龍二君及び木庭健太郎君を指名いたします。

---

○**委員長（山本保君）**　では、国政調査に関する件についてお諮りいたします。

本委員会は、今期国会におきましても、法務及び司法行政等に関する調査を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（山本保君）**　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

---

○**委員長（山本保君）**　この際、野沢法務大臣、星野法務副大臣及び中野法務大臣政務官から発言を求められておりますので、順次これを許します。法務大臣野沢太三君。

○**国務大臣（野沢太三君）**　このたび、法務大臣に就任いたしました野沢太三でございます。

法秩序の維持と国民の権利の保全を基本的使命とする法務行政が一層重要となってきております。この時期に法務行政を担当することとなり、その責務の重大さを痛感しております。平素から法務行政の運営について格別の御尽力を賜っております委員長を始め委員の皆様方に厚く御礼申し上げるとともに、私の法務行政に対する思いの一端を申し述べさせていただきます。

まずは、司法制度改革についてです。

国民にとって身近で頼りがいのある司法制度を構築するため、司法制度改革推進本部を中心に、政府を挙げて改革の実現に取り組んでいるところですが、法曹養成制度や民事司法制度を始めとして、改革の成果は着実に上がりつつあります。今後も、国民が全国どこでも法的紛争の解決のために必要な情報やサービスを受けられるようにするための司法ネットの実現、刑事訴訟手続において広く一般の国民が裁判官とともに裁判内容の決定に関与する裁判員制度の導入など、重要な課題が山積しております。私は、国民が司法に求める声

に常に耳を傾け、そのニーズにこたえていく姿勢をもって、この改革に全力で取り組む所存です。

次に、現下の緊急課題は、安全な社会の実現維持に取り組むことです。

我が国の刑法犯認知件数は、平成十四年に二百八十五万件に達し、七年連続で増加しており、社会に大きな衝撃を与える凶悪殺傷事犯や来日外国人による犯罪も多発しているほか、少年による重大犯罪も続発している反面、刑法犯検挙率は二〇%程度という過去最低レベルの水準に落ち込んでおります。

このような危機的とも言うべき我が国の治安情勢の悪化に対処し、国民の不安を解消するためには、早期に犯人を検挙し、厳正な処罰をし、さらに、犯罪者に対し改善更生教育を施してその円滑な社会復帰を図るという、刑事司法システムが十全に機能することが不可欠の前提です。そのため、検察を始めとする刑事司法システムを支える治安関係部門について、より強固な体制を整備することが急務と言わなければなりません。

特に、刑務所等の行刑施設においては、平成十五年八月末日現在、受刑者数が約六万四百人、収容率一一六%に達するなど、その過剰収容状態は極めて深刻であることに加え、外国人や高齢受刑者等の特別の配慮を要する被収容者も増加しております。このため、今後とも、受刑者の円滑な社会復帰のための処遇の充実を図るとともに、所要の要員及び経費の確保に努め、あわせて、PFI手法を活用した刑務所等の新設を含め、さらに大規模な収容能力拡充のための施設整備に努めてまいります。

少年非行については、法務・検察当局において、平成十二年の少年法改正を踏まえ、その適正な運用に努めるとともに、少年院においても、近時の少年非行の動向に的確に対応し、社会的要請にこたえるべく、非行の重大性を深く認識し、罪の意識を自覚させ、被害者等に謝罪する意識を涵養するための指導等、被収容少年の問題性、教育上の必要性に応じた効果的な処遇に努めてまいります。また、先般、内閣府に設置された少年非行対策のための検討会においても、少年非行に関する諸制度について幅広く有意義な御議論がなされたところでありますので、各方面と連携を図りながら、必要な対応を講じてまいります。

保護観察においても、事件数の増大と相まって、凶悪粗暴事犯者や再犯の可能性が高い薬物乱用者など、特別の配慮を要する困難な事案が多くなっております。再犯を防ぐ最後の支えである更生保護の機能強化を図るため、保護観察官や更生保護施設等の体制を一層充実させる必要があります。

また、治安の再生のためには厳格な出入国管理の実施も必要不可欠です。

我が国における観光立国の推進等に資するためにも、迅速な出入国審査を行い、円滑な人的交流を実現することが一層重要となってきている一方、今日、不法滞在外国人等による犯罪や国際テロの脅威が深刻化していることから、より一層厳格な水際対策を実施するとともに、警察等関係諸機関とのより緊密な連携による積極的かつ効果的な不法滞在者の摘発を実施することが求められています。そこで、これらの課題に適切に対処するため、出入国管理体制の更なる充実強化に努めてまいります。

さらに、国際的な反テロの取組の強化にもかかわらず、依然として国際テロの脅威は深刻である上、日本人拉致や工作船事案等に見られるように北朝鮮の動向が我が国の安全に与える影響も見過ごせないことから、公安調査庁においては、内外の関係機関との情報協力を深めるなど情報網の整備拡充に努めるとともに、情報収集・分析の充実強化にも一層努力してまいります。

加えて、近年における犯罪の国際化及び組織化に対処するため、国際組織犯罪防止条約の締結に伴う法整備及び強制執行を妨害する犯罪に対する罰則の整備を行うための法律案を前国会に提出し、ハイテク犯罪に的確に対処するために必要な法整備も進めるなど、治安の再生に貢献する法整備にも早急に努めてまいります。

そして、私が重視しておりますのは行刑改革です。

一連の名古屋刑務所問題に端を発し、行刑運営上様々な問題があらわとなり、行刑行政への国民の信頼が大きく損なわれました。この状況を深刻に受け止め、森山前法務大臣は、省を挙げて行刑運営を徹底的に見直すとともに、抜本的な行刑改革に着手し、民間の英知を結集した行刑改革会議を立ち上げました。

私としても、今後、行刑改革会議からの御提言を最大限尊重するとともに、国会からの御支援や御指導も賜りながら、被収容者の人権、規律維持、医療体制、矯正教育等あらゆる面で、刑務所を次の世代にも通用する盤石なものとすべく、断固たる決意の下、この改革に邁進したいと考えております。

その他、登記所備付地図は、国民の基本的かつ重要な財産である不動産の現状を表すものであり、その全国的な整備が急務となっております。そこで、平成十五年六月の都市再生本部から示された方針を踏まえ、全国の都市部における登記所備付地図の整備事業を強力に推進し、国民の権利義務の安定、経済取引の活性化にこたえていきたいと考えております。

さらに、破産手続の迅速化、合理化等を図る新破産法案や電子公告制度を導入する商法等の改正を始めとする民事基本法制の整備、独立行政委員会である人権委員会の下で人権侵害による被害の実効的な救済を図る新しい人権救済制度を創設すること、国際化社会にふさわしいものとなるよう難民認定制度を見直すことなど、法務行政の抱える課題は数多くあります。

委員長を始め委員の皆様の御理解と御指導の下、法務大臣としての強い指導力を発揮し、国民のために積極的に諸課題に取り組む決意であります。このたび新たに就任した星野副大臣、及び引き続きその任に当たる中野大臣政務官とともに全力を尽くしてまいる所存ですので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

この機会に、特に行刑問題に関して御報告申し上げます。

本委員会におかれましては、さきの国会において、この問題に関し極めて真剣かつ熱心に御議論をいただき、様々な観点からの御意見や御批判をいただきました。

当省といたしましては、このような御審議の経過を重く受け止め、七月二十八日付けで行刑運営をめぐる問題点の整理を取りまとめいたしました。既に、理事等の方々に本報告書をお配りしておりますが、この機会に委員の皆様に御報告申し上げます。

この報告は、名古屋刑務所三事案、過去十年間の被収容者死亡事案等に関し、さきの行刑運営の実情に関する中間報告後に実施した調査結果をも盛り込みつつ、国会審議における様々な御指摘を踏まえ、行刑運営の問題点や行刑改革のための課題を整理したものでございます。あくまで、この報告は、その時点における調査結果に基づくものであり、裁判所の審理を待つべきものもございますが、引き続き必要と思われる調査を実施し、各方面からの御理解を得ながら、省を挙げて行刑改革の実現に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

私は、これまで行刑改革が、国会とともに言わば二人三脚で進められてきたものと考えております。委員の皆様の御尽力に深く感謝いたしますとともに、今後とも、引き続き御支援と御指導を賜りますようお願い申し上げます。

○**委員長（山本保君）**　ありがとうございました。

法務副大臣星野行男君。

○**副大臣（星野行男君）**　このたび、法務副大臣に就任をいたしました星野行男でございます。

司法制度改革、治安の再生、行刑改革など、重要な課題が山積しておりますこの時期に法務行政を担当することとなり、その職責の重大さを痛感いたしてございます。

中野法務大臣政務官とともに野沢法務大臣を補

佐して、国民に分かりやすい、国民の期待にこたえる法務行政の実現に精一杯努めてまいりたいと考えております。

委員長を始め委員の皆様方からより一層の御指導、御支援を賜りまして職責を果たしてまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

**○委員長（山本保君）**　法務大臣政務官中野清君。

**○大臣政務官（中野清君）**　法務大臣政務官の中野清でございます。

法務大臣政務官という大任を引き続き務めさせていただくことになりまして、責任の重さを痛感しておるものでございます。

野沢法務大臣、星野法務副大臣の下で、良き補佐役といたしまして、安全、安心を始めとする国民の求める時代の要請にかなった法務行政の推進のため誠心誠意努力してまいる所存でございます。

委員長を始め委員各位の御指導、御支援をよろしくお願い申し上げます。

---

**○委員長（山本保君）**　では次に、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

両案について政府から趣旨説明を聴取いたします。野沢法務大臣。

**○国務大臣（野沢太三君）**　裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を便宜一括して御説明いたします。

政府においては、人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般の政府職員の給与を改定する必要を認め、今国会に一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を提出いたしておりますが、裁判官及び検察官につきましても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改定する措置を講ずるため、この両法律案を提出した次第でありまして、改正の内容は次のとおりであります。

第一に、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬並びに検事総長、次長検事及び検事長の俸給は、従来、特別職の職員の給与に関する法律の適用を受ける内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給に準じて定められておりますところ、今回、内閣総理大臣その他の特別職の職員についてその俸給を減額することとしておりますので、おおむねこれに準じて、これらの報酬又は俸給を減額することといたしております。

第二に、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬並びに検事及び副検事の俸給につきましては、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員の俸給の減額に準じて、いずれもこれを減額することといたしております。

これらの給与の改定は、一般の政府職員の場合と同様に、公布の日の属する月の翌月の初日、ただし公布の日が月の初日であるときは、その日から施行することといたしております。

以上が裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

**○委員長（山本保君）**　以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時十八分散会

——◇——

十月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

一、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

---

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「百三十三万五千円」を「百三十一万八千円」に、「百八万二千円」を「百六万九千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

| 区分 | | 報酬月額 |
|---|---|---|
| 最高裁判所長官 | | 二、二二七、〇〇〇円 |
| 最高裁判所判事 | | 一、六二六、〇〇〇円 |
| 東京高等裁判所長官 | | 一、五五七、〇〇〇円 |
| その他の高等裁判所長官 | | 一、四四二、〇〇〇円 |
| 判事 | 一号 | 一、三〇一、〇〇〇円 |
| | 二号 | 一、一四六、〇〇〇円 |
| | 三号 | 一、〇六九、〇〇〇円 |
| | 四号 | 九〇六、〇〇〇円 |
| | 五号 | 七八三、〇〇〇円 |
| | 六号 | 七〇四、〇〇〇円 |
| | 七号 | 六三六、〇〇〇円 |
| | 八号 | 五七三、〇〇〇円 |
| 判事補 | 一号 | 四五九、九〇〇円 |
| | 二号 | 四二二、七〇〇円 |
| | 三号 | 三九三、四〇〇円 |
| | 四号 | 三六八、〇〇〇円 |
| | 五号 | 三四二、二〇〇円 |
| | 六号 | 三二四、三〇〇円 |
| | 七号 | 三〇三、五〇〇円 |
| | 八号 | 二九二、二〇〇円 |
| | 九号 | 二六五、八〇〇円 |
| | 十号 | 二五六、三〇〇円 |
| | 十一号 | 二四一、〇〇〇円 |

| | | |
|---|---|---|
| | 十二号 | 二三二、〇〇〇円 |
| 簡易裁判所判事 | 一号 | 九〇六、〇〇〇円 |
| | 二号 | 七八三、〇〇〇円 |
| | 三号 | 七〇四、〇〇〇円 |
| | 四号 | 六三六、〇〇〇円 |
| | 五号 | 四七九、〇〇〇円 |
| | 六号 | 四五九、九〇〇円 |
| | 七号 | 四二二、七〇〇円 |
| | 八号 | 三九三、四〇〇円 |
| | 九号 | 三六八、〇〇〇円 |
| | 十号 | 三四二、二〇〇円 |
| | 十一号 | 三二四、三〇〇円 |
| | 十二号 | 三〇三、五〇〇円 |
| | 十三号 | 二九二、二〇〇円 |
| | 十四号 | 二六五、八〇〇円 |
| | 十五号 | 二五六、三〇〇円 |
| | 十六号 | 二四一、〇〇〇円 |
| | 十七号 | 二三二、〇〇〇円 |

附　則

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

―――――――――――――

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第九条中「七十一万三千円」を「七十万四千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

| 区分 | | 俸給月額 |
|---|---|---|
| 検事総長 | | 一、六二六、〇〇〇円 |
| 次長検事 | | 一、三二八、〇〇〇円 |
| 東京高等検察庁検事長 | | 一、四四二、〇〇〇円 |
| その他の検事長 | | 一、三二八、〇〇〇円 |
| 検事 | 一号 | 一、三〇一、〇〇〇円 |
| | 二号 | 一、一四六、〇〇〇円 |
| | 三号 | 一、〇六九、〇〇〇円 |
| | 四号 | 九〇六、〇〇〇円 |
| | 五号 | 七八三、〇〇〇円 |
| | 六号 | 七〇四、〇〇〇円 |
| | 七号 | 六三六、〇〇〇円 |
| | 八号 | 五七三、〇〇〇円 |
| | 九号 | 四五九、九〇〇円 |
| | 十号 | 四二二、七〇〇円 |
| | 十一号 | 三九三、四〇〇円 |
| | 十二号 | 三六八、〇〇〇円 |
| | 十三号 | 三四二、二〇〇円 |
| | 十四号 | 三二四、三〇〇円 |
| | 十五号 | 三〇三、五〇〇円 |
| | 十六号 | 二九二、二〇〇円 |
| | 十七号 | 二六五、八〇〇円 |
| | 十八号 | 二五六、三〇〇円 |
| | 十九号 | 二四一、〇〇〇円 |
| | 二十号 | 二三二、〇〇〇円 |
| 副検事 | 一号 | 六三六、〇〇〇円 |
| | 二号 | 四七九、〇〇〇円 |
| | 三号 | 四五九、九〇〇円 |
| | 四号 | 四二二、七〇〇円 |
| | 五号 | 三九三、四〇〇円 |
| | 六号 | 三六八、〇〇〇円 |
| | 七号 | 三四二、二〇〇円 |
| | 八号 | 三二四、三〇〇円 |
| | 九号 | 三〇三、五〇〇円 |

| | |
|---|---|
| 十号 | 二九二、二〇〇円 |
| 十一号 | 二六五、八〇〇円 |
| 十二号 | 二五六、三〇〇円 |
| 十三号 | 二四一、〇〇〇円 |
| 十四号 | 二三二、〇〇〇円 |
| 十五号 | 二一八、二〇〇円 |
| 十六号 | 二〇五、三〇〇円 |

附　則

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

平成十五年十月十日印刷
平成十五年十月十四日発行
参議院事務局
印刷者　国立印刷局
A